

米軍嘉手納基地所属 F-15 戦闘機からのフレア（照明弾）誤射に対する意見書

去る 7 月 13 日、午前 10 時 20 分ごろ、米軍嘉手納基地所属 F-15 戦闘機が着陸のため車輪を出した際に、同基地上空で誤ってフレア（照明弾）を発射、上空で燃焼するという事故が発生した。

F-15 戦闘機は以前にもフレア（照明弾）の落下事故を起こしている他、墜落事故、空中接触事故、補助翼の一部落下事故、相次ぐ緊急着陸等、度重なる事故に加え、老朽化も指摘されている。

米軍は、「フレアは地上に達する前に完全に燃焼、地元の安全が危険にさらされたということはない」としているが、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事につながるものであり、事故の度に指摘される連絡通報の遅延が何ら改善されていないことも含め市民の米軍に対する不信感は募るばかりである。

さらに、事故の直前の 12 日には F-16 戦闘機 27 機が青森県の米軍三沢基地から飛来し、「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」が目視調査を実施するなどその影響が懸念されていた矢先であり、今回の事故が示すように常駐機ばかりか、相次ぐ外来機の飛来とその訓練は、基地負担軽減とは逆に嘉手納基地周辺に居住する我々沖縄市民の生命、財産を危険にさらすばかりか、さらなる基地負担による不安と恐怖をあおるもので断じて許せるものではない。

よって、沖縄市議会は、市民の生命と財産を守る立場から、米軍嘉手納基地所属 F-15 戦闘機からのフレア（照明弾）誤射に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 連絡通報体制を見直し、迅速・正確な情報公開すること。
2. すべての米軍機について徹底した安全管理体制の強化を図ること。
3. フレア（照明弾）誤射の原因を徹底的に究明し、県民に公表するとともに速やかに謝罪すること。
4. 外来機による飛行訓練の目に見える大幅な縮減を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 8 月 18 日
沖縄市議会

宛 先

内閣総理大臣　　外務大臣　　防衛大臣　　沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使　　沖縄防衛局長